

高圧ガスの容器は、 速やかに返却してください。

三重県高圧ガス溶材組合
三重県防災対策部消防・保安課

- ※ 酸素やアセチレン、炭酸ガスなどの高圧ガスは、高圧ガス容器（ボンベ）に充てんされて販売されていますが、その容器は販売店が皆様にお貸ししているものがほとんどです。
- ※ 皆様の事業所が所有されている高圧ガス容器であっても、長期間放置するとガス漏れや破裂などの事故が起きるおそれがあります。
販売店や溶材組合にご相談のうえ、回収や廃棄処分をしていただきますようお願いいたします。※ 回収や廃棄処分には費用がかかる場合があります。
- ※ 皆様の事業所内に『放置している容器』があれば、速やかに販売店に返却してください。

容器の肩に所有者の記号番号が打刻されています。

三重県内の事業所や販売店が所有する容器の主な記号番号は次のとおりです。

H + 601~699

G + 3桁の数字

J + 3桁の数字

事業所が所有する容器であっても、販売店の記号番号により代理登録されているものがあります。



三重県高圧ガス溶材組合では、自主保安活動として、皆様が所有されている容器について現状調査を行っています。販売店がお伺いした際には、この調査にご協力ください。

また、『長期間使用状態となっている高圧ガス容器』の回収運動も行っておりますのでご理解ください。

三重県高圧ガス溶材組合

TEL 059(346)1009

四日市市馳出町 3-29 親和ビル内

高圧ガスに関するご相談は、